

令和元年度 事業報告

＜平成31年4月1日～令和2年3月31日＞

今年度は、一級建築士の登録・閲覧事務を担う「中央指定登録関」として、47建築士会の協力の下に、引き続きその事務等の遂行に万全を期すとともに、建築士の資質の維持・向上及び業務環境の改善を図り、以って公益法人として広く国民の福祉増進と自律的監督体制強化に一層寄与することを基本施策に掲げ、以下の重点施策のもと、諸事業を実施した。

〔重点施策〕

1. 一級建築士の登録・閲覧事務の円滑な運用
2. 建築士の資質の維持・向上
3. 改正業務報酬基準の周知・普及と建築士の業務環境の改善
4. 改正建築士法の周知と建築士免許登録体制の整備
5. 会員増強の推進
6. 地域に根差したまちづくり等専門活動の推進（自治体との連携強化）
7. 継続能力開発（CPD）制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
8. 国際化への対応
9. 広報・情報活動の積極的展開

今年度の事業の実施状況は、以下の通りである。

〔事業内容〕＜公益目的事業別＞

＜公益目的事業-1 建築士の教育及び調査研究・普及宣伝事業＞

1. 建築士の資質の維持・向上に係る事業

(1) 建築設計・施工に係る技術研修の実施

1) 建築士定期講習の開催支援

今年度も47建築士会の協力の下に建築士法第22条の2に基づく建築士定期講習を実施した。受講状況は以下の通り。

- ・第1期（4月～6月）3,232名（昨年度比16名増、3年度前比278名減）、
 - ・第2期（7月～9月）3,694名（昨年度比290名減、3年度前比524名減）、
 - ・第3期（10月～12月）4,130名（昨年度比389名増、3年度前比42名増）、
 - ・第4期（1月～3月）1,444名（昨年度比1,730名減、3年度前比2,666名減）、
- 計12,500名（昨年度比1,615名減、3年度前比3,426名減）

2) 監理技術者講習の実施

建物全体の更なる品質確保・向上に資するため、施工分野の約62,000名の一級建築士をはじめとする建築技術者を対象に、建設業法第26条に基づく監理技術者講習を、建築工事を主体とした講義内容で36建築士会協力の下に実施した。

- ・実施建築士会数 36士会
- ・会場数 321会場
- ・受講者数 1,838名

3) 既存住宅状況調査技術者講習の実施

改正宅建業法に基づく建物の構造安全性等を調査

する技術者として、同法により建築士のみがその調査に携わることが出来ることを踏まえ、建築士の資質の向上に資するため、講義と修了考査による技術研修を47建築士会の協力の下に全国で実施した。

今年度の実施状況は以下の通り。

- ・新規講習 受講者数1,226名 修了者数1,217名
- ・移行講習 受講者数34名 修了者数34名

4) 会員作品展（連合会賞）の実施と同賞の見直しについて

令和元年（第47回）は、全国25建築士会より109点の作品が寄せられ、平成31年3月28日、第一次審査会を開催し、23点を現地審査の対象として選出し、5月8日～6月22日にかけて各審査員が現地審査を実施した。この結果を踏まえ6月28日に最終審査会を開催し優秀賞5点、奨励賞10点、特別賞2点を選定した。

今後の実施については、他団体等で類似する賞が増えてきたことから賞のあり方を再検討し、応募要項、審査員の見直しや若い建築士を応援する観点からU40建築賞を新設する等の改革を進め、名称も日本建築士会連合会建築作品賞として実施することが、9月20日に開催の定例理事会・士会長合同会議で承認された。

建築作品賞は12月から募集を開始し3月に締め切った。応募状況は以下の通り。

- ・建築作品賞 応募数40士会275点
- ・U40賞 応募数22士会87点

5) 様々な課題に対応できる建築士の養成

① 次世代住宅エコポイント制度とリフォーム工事に関する講習会

既存住宅状況調査技術者向けに講習会を建築士会にて実施した。

- ・実施士会数30士会
- ・受講者数 678名

② 応急危険度判定講習会の実施

地震による全壊、半壊など倒壊建物の安全性等を判定する応急危険度判定士を養成し、被災自治体等からの派遣要請に応えるため、建築士の技術向上にも資する講習として、建築士会の協力の下に講習会を実施した。

- ・実施士会数9士会
- ・受講者数996名

③ 改正民法が建築士業務に与える影響に関する説明会の実施

120年ぶりに民法が改正され、令和2年4月1日に施行される。今回の改正により「瑕疵」の削除と契約不適合の概念を用いること、その効果として追完請求権、代金減額請求権等の発生、建築物請負契約の解除など、民法の債権関係規定に関係する各種契約約款の改正が予定され、建築士業務に与える影響等について現時点で想定される問題点と対応、今後の見通し等について解説する説明会を開催した。

- ・実施士会数30士会
- ・受講者数 1496名

④ 公共建築物の中大規模木造の実現・普及

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する

法律（略：公共建築物等木材利用促進法）」が平成22年に施行され、低層の公共建築物などは原則として木造化、木質化することが義務付けられた。本会では、平成27年度より国土交通省からの要請を受け、中大規模木造建築の普及のため同設計に携わる設計者（技術者）を養成するためのセミナーを実施している。今年度の結果は、以下の通り。

- ・実施士会数 11士会
- ・受講者数 244名

⑤ ヘリテージマネージャーの育成

ヘリテージマネージャー（略：HM、地域の歴史的な文化遺産を発掘し、保存・活用等を通して地域の活性化に資する能力を持った人材）の育成を行った。この育成のための講習（60時間）は、基礎的素養の習得を目的とするもので、この講習だけでは、歴史的建造物の修繕や改修の実務を担うことは難しい状況を打開すべく、「歴史的建造物の保存活用」に確実に対応できる人材を育成する目的で、「スキルアップ講習」（標準22時間）の実施方を各建築士会に依頼した。

<60時間講習>

- ・建築士会も含めた実施団体数48団体
- ・延べ修了者数4,772名

<22時間講習>

- ・4建築士会
- ・修了者数90名

⑥ 建築相談員の養成について

平成27年度から建築相談に携わる相談員を対象としたスキルアップセミナーを各建築士会協力の下、実施している。令和2年4月施行の民法改正に伴い、「瑕疵」の文言削除や民法条文の異同等、大幅な見直しが出てくる可能性があることから、今年度は、他の修正部分も含め、「建築相談委員のための研修テキスト」の改訂準備を行った。

⑦ 空き家の活用に関する研修の実施

既存住宅状況調査技術者の修了者を対象に空き家問題に対応できる人材育成を目的に実施した。

- ・実施団体数 3団体（令和元年実施分）
- ・修了者数 71名

(2) 設計、ゼネコン、工務店、サブコン、伝統技能者との連携

1) 設計図書整合性向上ガイドブックの検討

建築技術委員会に設計図書検討部会を設け、建築の品質向上のために、「設計図書」に焦点を当て、特に設計図書の整合性向上を主題に検討を進めた。

設計図書の不整合の問題については9月18日に国土交通省官庁営繕部とも意見交換を行い、その結果も踏まえて各段階における具体的な課題を洗い出し、課題解決方策の整理等を行った。その成果は、令和2年6月に発刊する予定である。

2) 建築施工系技術者の育成

建築技術委員会の下に設置している建築施工系技術者育成部会において、施工図に係る課題とその解決策を探るべく検討を行った。

3) CM方式の検討

国土交通省は、「CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会」昨年度より設置しており、今年度は、建築分科会、土木分科会を設け、契約約款・役割分担表等の詳細検討が行われた。本会においても国の検討会や建築分科会に委員を派遣するとともに、CMタスクフォースを組織し同時進行で検討を行なった。そして、令和2年2月に3会（JAI、日事連、本会）において、ガイドラインの取り纏めに向けて考慮いただきたい事項として、「1. 建築事業の「ピュア型 CM 業務」の管理技術者要件を「一級建築士＋補完的要件」としていただきたい、2. 建築事業の「ピュア型 CM 業務」のあり方は建築の事業特性を考慮していただきたい」等の提案を国土交通省に行なった。国土交通省におけるCM方式（ピュア型）制度的枠組の検討については、本年度中に取り纏めを行なう予定であったが、新型コロナウイルス感染予防の観点より、最終の検討会は延期となり開催時期も未定となっている。

4) 建築分野におけるBIMの活用・推進の検討

国土交通省において建築分野におけるBIMの活用・推進の検討について、同省の建築BIM推進会議、建築BIM環境整備部会、及び各部会へ委員を派遣するとともに、本会内にBIMタスクフォースを設け各部会への意見調整を実施し、各部会での協議を経て「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」が国土交通省より報告された。

5) 首里城再建シンポジウムの開催と再建に向けた提言。

工学院大学校友会、工学院大学と沖縄県建築士会、本会の共催により、工学院大学新宿キャンパスアーバンテックホールにおいて首里城再建に向けたシンポジウムを開催し、使用資材、職人等の人的手配、防火防災対策について具体的な解決策の提言を行った。

第1回 2020年1月31日（金）18時30分

テーマ：「首里城はこのような建物だった」（焼失前の現状）、参加者数130名

第2回 2020年2月25日（火）18時30分

テーマ：「再建に向けた課題」（資材・木材／職人／設計／防災）、参加者数65名

第3回 2020年3月23日（月）15時00分 記者発表

「首里城正殿の再建への提言～200年先、300年先にも残る首里城とするために～」

主催：公益社団法人日本建築士会連合会／公益社団法人沖縄県建築士会

共催：一般社団法人工学院大学校友会／学校法人工学院大学／（工学院大学建築学部）

(3) 継続能力開発（CPD）・専攻建築士制度の普及・推進

1) CPDの行政機関での積極的活用へ向けた運動

CPDの活用について、工事入札時の総合評価点の加点や設計プロポーザルの加点評価にも採用されるよう、各行政機関への働きかけを引続き行った。

- ・3月末現在、登録者数73,890名

- ・行政機関での採用：43道府県、43市、3町、国交省、内閣府等

2) 専攻建築士登録更新の推進と行政機関での積極的活

用へ向けた運動

各建築士会を通じて更新時期を迎える者にその旨の通知を実施し、更新手続きの促進を図るとともに、登録者に対するメリット付与（例：プロポーザル方式による設計者選定の条件として、専攻建築士を明記すること）に関して引続き検討した。また、社会環境の変化への対応として今年度は新たな専門分野表示の追加（歴史的建造物保存活用、中大規模木造建築、既存住宅状況調査）、を行った。

- ・登録者数 3,381名、
- ・新規 17名、更新 343名、更新率 59.8%

(4) 建築士を目指す人への支援

1) 高校生を対象とした、コンペ「建築甲子園」の実施

令和元年度第10回建築甲子園のテーマは、「地域の暮らし～これからの地区センター」と題し、興味をもつコミュニティ、その核となる地区センターをテーマに募集を行った。

令和元年9月末日までに36建築士会へ64校より117作品が寄せられ、各建築士会で審査を実施し、建築士会より県代表作品36点が連合会へ提出され、最終審査の結果、以下の選出を行った。

- ・優勝校：群馬県立桐生工業高等学校
- ・準優勝、教育事業委員長特別賞：山形県立新庄神室産業高等学校
- ・まちづくり委員長特別賞：都島第二工業高等学校
- ・審査委員長特別賞：静岡県立浜松工業高等学校
- ・青年委員長特別賞：徳島県立徳島科学技術高等学校
- ・女性委員長特別賞：富山県立富山工業高等学校
- ・ベスト8：岡山県立津山工業高等学校

広島県立宮島工業高等学校

なお、片山審査委員長、遠藤教育・事業委員長等が優勝校／群馬県立桐生工業高等学校を訪問し、表彰式を執り行うとともに生徒に對しものづくりへの取り組みに関する講演を行った。

2) 公益財団法人建築技術教育普及センターへの協力

建築士試験の実施等に対し、試験監督員等の派遣や試験実施全般の運営に関し全面的に協力を行った。

3) 新規建築士登録者セミナーの実施

建築士資格を新規に取得した者に対し、実務に必要な設計技術や建築士としての倫理観や心構え等、社会の負託に応える国家資格者としての建築士に対するセミナーを開催した。

2. 建築士及び建築士会会員の指導、連絡に係わる事業

(1) 建築士関連制度等に係わる事業

1) 改正建築士法への対応

建築士法が改正され、従来の建築士試験の受験資格要件であった実務経歴が令和2年以降は原則として建築士免許登録の要件に変更となる。改正法の円滑な運用・実施に向け本会では建築士免許登録体制等検討委員会を設けてその対応を検討し、免許登録マニュアルの改訂を行った。

(2) 建築士の業務環境の改善

1) 改正業務報酬基準（告示98号）の周知・普及

昨年度に引き続きチラシ等の配布を行うほか、昨年度に実施した業務報酬基準説明会の模様を動画にして、HPで公開する等周知・普及促進に努めた。

2) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書、小規模向け建築設計・監理業務委託契約書及び同設計施工一括用工事請負契約書等の普及

昨年同様に各種約款・契約書の販売等を行った。また、民法の改正を踏まえた各約款の改正に向けて各約款のとりまとめ担当団体へ委員を派遣するとともに、本会の契約約款等部会においてもその対応について検討を行い、3月に各種約款の改正版の発行に至った。

(3) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進

1) 日・韓・中建築士資格者団体との協議会開催

日本、韓国、中国の3カ国の建築士の友好関係構築と情報交換・共有を目的に、平成9年より各国持ち回りで協議会を開催している。

第22回目を迎える今回は、中国深圳市で、令和元年10月28日から10月31日にかけて開催した。ワークショップでは、3団体の代表参加者と地元の建築家が深圳龍華小学校を訪問し、移行期における仮設建築というテーマに準拠する仮キャンパス計画について説明を受け、実際の計画内容を理解したうえで、深圳大学の学生と3団体の代表者で概念設計及び改善に関する提案を行った。また、海外で実務を行うクロスボーダー・アーキテクト及び建築士の責任というテーマでは、3団体の代表者より各国の実践事例を紹介し、関連する経験の共有、新たな建築設計の傾向及び実務と監理についての情報交換を行った。

2) APECエンジニア・アーキテクトへの対応

制度運営事務局である公益財団法人建築技術教育普及センターの関係委員会へ委員を派遣し、制度運営に協力を行った。

(4) 建築士会会員の指導、連絡、組織の強化

1) 機関誌「建築士」の発行及び建築技術等情報の発信
本会の機関誌である「建築士」は、毎月1回の発行を行っている。情報・広報委員会の編集部会において、毎月変わる特集は、十分な準備伴う企画の検討を行った。その他、各地の情報やレギュラーコーナー及びCPD研修としても活用している技術情報としての連載講座で、全国の会員に発信を続けた。また、本会が実施する公益活動を広く周知するため、大学や行政機関等にも併せて同誌を配布した。

HPを介して行政等からの情報や建築関連団体等が行う各種の建築技術セミナーなど、最新の情報発信を通じ、建築士の資質向上に供した。

2) WEBによる入会受付、図書購入等のシステムの運用

建築関係図書等の購入について、窓口販売等のほか、購入希望者の負担を軽減のためWEBからも購入可能とするシステムを引き続き運用した。

3) 建築士会を通し実施する講演会等

建築士法施行日が「建築士の日」と定められていることを踏まえ、その日を相前後し、全国の建築士会で文化講演会始め、日常から行われている市民に対する

建築士の社会貢献活動を更に周知するために、市民との街歩きや建築相談会、学生たちとの建築討論会等、様々な行事を各建築士会協力の下、実施した。

(5) 建築に関する調査研究・普及宣伝

1) 環境・ストック活用推進事業「住宅・建築物のストック改修の省エネ性能向上に関する研究」

我が国では特に地方都市で高齢化が進み、まだ居住地としてのニーズがありながら、空家の増加や建物の老朽化が進んでいる。こうしたエリアを対象に、実際の改修がどのようにされているか調査をすることで、現実的な改修の動機を把握し、省エネ・断熱改修を促進させるインセンティブのあり方を探り、改修のための判断基準や方法について明らかにした。国の省エネ施策と社会の低炭素化の促進に寄与ため、当調査活動の報告書を国土交通省へ提出した。

2) 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備「省エネ技術等に係る300㎡未満の住宅の設計を行う建築士等向けのリーフレット」の作成

現状省エネについて建築士の習熟度はばらつきがあり、達成度も60%に過ぎない。これを踏まえ他団体で省エネマニュアルの作成が行われているが、本会では、現行の省エネテキスト（木活協編）を補足する、省エネブロック別の施工方法、施工監理に関するリーフレットを作成し、省エネ設計・施工技術講習会で配布できるように国土交通省へ提供した。

3) 建築士と医療・介護専門家との連携推進事業

（公財）建築技術教育普及センターの助成を受け、医療従事者と建築士との新たな連携方法を調査した。日本建築士会連合会福祉まちづくり部会に協力を申し出て頂いた秋田、群馬、東京、千葉、愛知、岐阜、滋賀、徳島の8都県建築士会の建築士にて、プロジェクトチーム（主査：愛知建築士会・竹中美智子）を編成し、19件の調査を実施。協力頂いた8都県建築士会の状況は、400頁余りの調査結果として建築技術教育普及センターに報告し、概要を（副題）「医療従事者と建築士との新たな連携を目指して」として冊子にまとめ建築士会福祉関係者、医療現場に報告した。

3. 地域実践活動の戦略的展開

(1) 建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会

「景観デザインレビュー」の考え方を自治体に普及するため、本会が事務局となり建築関係5団体により構成される推進協議会を運営し、普及支援活動に取り組んでいる。

(2) 建築相談体制の整備・拡充・支援

各建築士会が行う市民向けの建築相談窓口については、地域社会への公益に資する重要な活動の一つと位置づけている。「建築相談本部会」が、相談窓口の開設、運営等を解説したガイドブック（小冊子）を作成し、各建築士会の建築相談窓口の立上げ・運営等を支援している。

(3) 青年建築士・女性建築士・まちづくり活動への支援・推進

1) 青年委員会活動の推進

第62回全国大会北海道大会（9月21日）では、全国47単位士会の活動の中から各ブロック青年建築士が推薦する秀逸な活動事例を紹介し、日頃の活動を発表者や全国の仲間達と共有し、活動のさらなる発展、波及、研鑽、相互理解などの可能性を探るセッションを開催した。令和元年全国青年委員長会議（宮城：令和2年3月7日、8日開催）については、新型コロナウイルス感染拡大から、開催を見合わせた。

2) 女性委員会活動の推進

第29回全国女性建築士連絡協議会を、令和元年7月13日（土）、14日（日）の両日、日本建築学会建築会館ホール他にて、開催テーマ『未来へつなぐ居住環境づくり』～和の伝統技術の継承と創造～と題し開催した。基調講演では、有限会社原田左官工業所 代表取締役 原田 宗亮氏より「和の伝統技術の継承と創造～新たなプロの育て方～」をテーマにご講演いただき、子育てしながら女性左官職人として活動されている金澤 萌氏をゲストに迎えてトークセッションを行なった。第62回全国大会北海道大会（9月21日）では、テーマを『和の空間の魅力を探る…ふたたび「魅力ある和の空間ガイドブックWEB版」』の活用とし、パネリストの方から和の空間の魅力を説明を頂き、より理解を深めて和の空間を体感し今後の活動に繋げる検討を行った。

3) まちづくり委員会活動の推進

第62回建築士会全国大会（北海道大会）において、①景観・街中（空き家）まちづくり部会「空き家等の適正管理と利活用による景観の向上」、②防災まちづくり部会「事前防災活動指針や風水害復旧マニュアルのRe+」、③歴史まちづくり部会「歴史的建物を使い続ける」（持続する地域・まちづくり）、④福祉まちづくり部会「全国の観光バリアフリーと建築士について」（ハード整備とソフト対応のわかる建築士の育成、バリアフリーの観光地、地域づくりにおける建築士の役割）について、各まちづくり部会のセッションが開催された。また、令和元年度全国まちづくり委員長会議（第28回まちづくり会議、テーマ「いままでとこれからのまちづくりを探る」）を、令和2年1月31日（金）及び2月1日（土）に、笹川記念会館において、東京建築士会と共同で開催した。

〔公益目的事業-2 一級建築士登録等事業〕

1. 改正建築士法に対応した建築士免許登録体制整備

1) 建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業「建築士等法の適切な運用のための検討・周知」

平成30年12月に建築士法が改正され建築士試験の受験要件の実務経歴が原則として建築士免許登録要件に変更されたことにより、一級建築士の指定登録機関である本会が免許登録申請者の実務経歴の審査を行うことになる。また、二級・木造建築士の免許登録については都道府県の指定登録機関である建築士会で免許申請者の実務経歴の審査を行うこととなるため、審査の方法・基準・体制等を構築する必要がある。

また、建築士試験制度の変更内容を建築士受験希望者、教育機関、建築士の雇用先に周知を図る必要がある。

以上のことを踏まえ、改正建築士法等の適切で円滑な運用を目的に、一級建築士、二級・木造建築士に係る指定登録機関の統一的な執行体制の確保を図ること及び建築士制度の見直しに係る周知に関する次の事業を行った。

- ① 指定登録機関等の調整及び建築士登録事務処理マニュアルの改訂等・周知
- ② 建築士制度の見直し内容を周知するためのリーフレットの作成・周知

以上については、本会に建築士免許登録体制等検討委員会を設けて検討等を進め、併せて本会と各建築士会とで実務経歴の審査方法、各種申請書式等に係る課題等について情報の共有と課題の解決方法等についてブロック単位で意見交換会を行った。

2. 建築士名簿の適正な管理

本年度も建築士の登録、名簿の閲覧事務について、適正に業務を遂行した。

3. 建築士免許証明書への切替促進

本年度もカード型免許証明書への切替促進に様々な機会を捉え周知するとともに、建築士会全国大会（北海道大会）会場でもカード型免許証明書の切替案内チラシの配布により切り替えを促進した。今年度の登録・閲覧状況は、以下の通り。

〈登録状況〉

- ・新規3,256名、
- ・再交付386名、
- ・登録事項変更549名、
- ・再交付＋登録事項変更11名、
- ・携帯型への変更645名、
- ・書換え30名、カード型免許証明書 4,877枚（累計88,225枚）、
- ・登録証明書（免状型）249枚

〈閲覧状況〉

- ・閲覧者：47士会326名、本会登録部108名、
- ・閲覧対象者：47士会474名、本会登録部962名、登録内容証明（本会登録部のみ）132名、
- ・資格確認代行（本会登録部のみ）7,281名、登録証明書（本会登録部のみ）156名、

〈各建築士会等から受注している二級・木造建築士免許カードの作成〉

- ・43都道府県建築士会及び3県庁から携帯型免許証明書の作成依頼数は計6,771枚

4. 大学院インターンシップへの協力

各大学にインターンシップに係る情報の提供を行うとともに、令和2年3月1日施行の改正建築士法に対応するため、本会に大学院実務経験確認審査委員会を設置して、審査を行った。

審査の結果は以下の通り。

〈新規申請〉

- ・13の大学院について、新規申請された科目が大学院における実務経験の要件を充たすことを確認した。

〈変更申請〉

- ・47の大学院について、変更申請された科目が大学院における実務経験の要件を充たすことを確認した。

〔公益目的事業-3 全国大会事業〕

1. 第62回建築士会全国大会（北海道大会）の開催

9月21日（土）、北海道函館市「函館アリーナ」を主会場に、北海道建築士会主催の行事も含め8セッション（建築士の日頃の活動成果発表）及び功労者表彰、会長表彰、記念講演会等を実施し、式典は好天にも恵まれ、全国から2,926人の会員等が出席し、成功裏に終えた。

2. 建築士による地域に根ざした日頃の活動成果の発表

下記の各部会の活動成果の発表（セッション）を行った。

- ① 全国HMネットワーク協議会総会／於：金森ホール 参加者数120名
- ② 青年委員会セッション（地域実践活動発表会）／武道館A 参加者数298名
- ③ 女性委員会セッション／於：函館アリーナ・スタジオB 参加者数101名
- ④ 景観・街中（空き家）まちづくりセッション／於：函館アリーナ・武道館C 参加者数188名
- ⑤ 福祉まちづくりセッション／於：函館アリーナ・多目的会議室B 参加者数63名
- ⑥ 防災まちづくりセッション／於：函館アリーナ・スタジオA 参加者数104名
- ⑦ 環境部会セッション／於：函館アリーナ・多目的会議室A 参加者数43名
- ⑧ 情報部会セッション：BIM説明会等／函館アリーナ（2F）ホール 参加者数50名

3. 伝統技能者への表彰

建築士会の会員、非会員を問わず、神社仏閣の修復・保全を始め、和の住まいとしての畳や襖、左官など日本古来の木造伝統建築に携わる技能者や、これらの技術を絶やさず後世に伝えるために後継者育成に努めている伝統技能者に対し、全国大会式典において表彰状を授与しその功績を讃えるもので、今年度は21名であった。

〔公益目的事業-4 建築士による地域貢献活動等への助成事業〕

以下の活動支援、助成を行った。

1. 建築士会等の災害対応活動への支援・協力

台風15号、台風19号により広域的に甚大な被害が生じたことから、災害対策特別委員会を設置し、情報収集、支援策の検討・実施等を行った。

2. 各建築士会の自治体との連携・強化に対する支援

建築やまちづくりの専門家として建築士自らの知見を生かし、各地域住民等と協働、連携し、各地域固有の景観や歴史、文化、風土などを活かした建築や街並み保存、まちづくりを実践する建築士やその活動団体に対し、とりわけその中心的活動主体となる各地域の青年、女性建築士によるまちづくり活動など、地域実践活動に対し、その活動費の一部について助成を行った。

〔その他事業相互扶助等事業〕

本年度も以下の事業に取り組んでいる。

(1) ブロック会への助成

各建築士会間の情報共有や本会からの事務伝達等の周知、並びに建築士会活動の一層の活性化等を通じ地域の健全な発展に資するため、助成を行った。

(2) 47建築士会との連携による会員増強運動の推進

会員増強タスクフォースにおいて会員増強に関するアンケートの実施結果を踏まえた提言を取りまとめ、6月20日に開催の通常総会で報告を行った。

提言の概要は以下の通り。

- ① 会員一人一人による新規会員勧誘の促進について
 - ・ 会員増強に貢献した会員の表彰制度を設けることの検討
 - ・ 勧誘者に対するインセンティブを支給する制度を設けることの検討
- ② 会長・役員・事務局を中心とした建築士会の魅力向上や活性化のための取り組みの推進
 - ・ 建築士試験合格者の勧誘方策の検討
 - ・ 結婚、出産、休・退職等のライフイベントに伴う退会防止対策の検討

(3) 保険制度等の加入促進

令和2年3月末現在の加入状況は以下の通り。

- ・ 建築士賠償責任補償制度 6,625事務所
- ・ けんばい（勤務建築士用） 117人
- ・ 工事総合補償制度 154社
- ・ 既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険 146社

(4) 全国大会における会員表彰

第62回建築士会全国大会（北海道大会）式典において、建築士会の発展等に尽力した会員132名に対し、本年度もその功績を称え、連合会会長表彰として本会会長から表彰状等を授与し、感謝の意を表した。

(5) その他、

建築行政をはじめ、応急危険度判定協議会、住宅リフォーム・紛争処理支援センターとの連携・協力を行った。
以上

令和元年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3校に規定する「事業報告の附属明細書」に記載すべき事項については、「本報告書の内容を補足する重要な事項」がないため作成しない。